

笠間市スクールバスを地域住民の利用に供する実証事業実施要領

令和 7 年 2 月 7 日制定

（目的）

第 1 条 この要領は、笠間市立笠間小学校（以下、「笠間小」という。）に通学する児童の通学の安全及び遠距離通学の負担の軽減を図るために市が運行管理するスクールバスを、本来の目的に支障のない範囲において、地域住民の利用に供する実証事業を実施するに当たり、笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例（平成 26 年笠間市条例第 42 号）、笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例施行規則（平成 26 年笠間市教育委員会規則第 11 号）及び笠間市立小中学校スクールバス運行規程（平成 26 年笠間市教育委員会告示第 25 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者等）

第 2 条 本事業における利用対象者は、国道 50 号以北又は日草場に住所を有し、かつ、停留所において自らスクールバスに乗降できる学齢児童・学齢生徒以外の住民（以下「地域住民」という。）及び教育委員会が認めた者とする。

（利用の範囲）

第 3 条 利用の範囲は、笠間小の児童の登下校時に運行する範囲に限る。なお、運行時刻、運行回数、運行経路及び停留所は、教育委員会が別に定める。

（利用料金）

第 4 条 スクールバスの地域住民の利用料金は、無料とする。

（利用申請等）

第 5 条 スクールバスの利用を希望する者は、教育委員会に事前予約の上、笠間市スクールバス地域住民利用許可申請書（様式第 1 号）に笠間市スクールバス地域住民利用に供する宣誓書（様式第 2 号）、笠間市スクールバス地域住民利用に供する同意書（様式第 3 号）及び本人確認書類の写しを添えて申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、利用の可否について決定し、笠間市スクールバス地域住民利用許可（決定・却下）通知書（様式第4号）により、申請者へ通知する。
- 3 教育委員会は、前項により決定された者（以下「利用者」という。）に対し、笠間市スクールバス地域住民利用券（様式第5号）（以下、「利用券」という。）を交付するものとする。
- 4 利用者は、利用券の記載事項に変更があったとき、又は利用券を損傷し、若しくは紛失したときは、速やかに教育委員会に申し出て、利用券の再交付を受けなければならない。

（利用条件）

第6条 利用者は、その利用に際し、利用券をスクールバスの運転者に提示し、降車希望停留所名を告げなければならない。ただし、次の場合には運転手は乗車を拒み、又は降車させることができる。

- （1） 法定乗車定員を超えてしまうとき、又は、乗車が運行上危険であると認めたとき。
 - （2） 児童や他の乗客に危害を加えるおそれがあるとき又は甚だしく迷惑をかけるおそれがあるとき。
- 2 利用者は、乗車の際に旅客自動車運送事業等運輸規則第52条に定める車内持込み制限品は持込みすることはできない。

（利用の制限）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき、当該利用者に対し、利用券の返還を求め、又、スクールバスの利用を停止することができる。

- （1） 利用者が第2条に規定する利用対象者に該当しなくなったと教育委員会が判断したとき。
- （2） 利用者が様式第2号に掲げる宣誓事項に違反していると認められたとき。
- （3） 笠間小のスクールバス利用児童の増加に伴い、利用者の座席の確保が困難になったとき。

（運行記録）

第8条 笠間市スクールバス運行規程第3条の規定に基づきスクールバスの運行业務の委託を受けた者は、次の帳簿を備え、運行状況等について記録し、

毎月 5 日までに前月分を教育委員会に報告しなければならない。

(1) 笠間市スクールバス（地域住民）運行日誌（様式第 6 号）

(2) 笠間市スクールバス（地域住民）運行業務完了報告書（様式第 7 号）

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要領の施行の日以降の地域住民のスクールバスの利用の許可に関し、必要な手続その他の行為については、この要領の施行前においても行うことができる。

(失効)

3 この要領は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

笠間市スクールバス地域住民利用許可申請書

年 月 日

笠間市教育委員会 様

住所：

氏名：

スクールバスを利用したいので、笠間市スクールバスを地域住民の利用に供する実証事業実施要領第5条の規定により、下記のとおり利用許可申請をします。

(なお、座席の確保が困難となった時は、利用が停止されることを理解しました。)

フリガナ		性別	携帯電話番号	本人確認 写真 貼付欄
氏名				
			メールアドレス（携帯）	
住所	〒 笠間市			
利用希望 ルート名	１．池野辺 ２．愛の里・大橋 ３．福田 ４．寄居・日沢 ５．石寺・大平 ６．飯田 ７．大郷戸・古山・中市原 ８．箱田・寺崎 ９．片庭・小沢			
利用する 停留所名				
主な利用 希望区間				
利用する 理由	通学 ・ 通院 ・ 仕事 ・ 買い物 ・ その他（ ）			
利用頻度	毎日 ・ 週数回 ・ 月数回 ・ 不定期 ・ その他（ ）			
本人確認	本人確認書類（写）添付欄			

様式第 2 号（第 5 条関係）

笠間市スクールバス地域住民利用に供する宣誓書

笠間市教育委員会 様

私は、笠間市スクールバスの利用を希望するにあたり、下記の事項を厳守することを宣誓します。また、万が一、宣誓事項に違反した場合は、交付された「笠間市スクールバス地域住民利用券（様式第 5 号）」を返還いたします。

記

1. スクールバスは、児童の通学のために運行されるものであり、その目的に沿った運行を行う範囲で地域住民への利用拡大を可能とするものであることを理解の上、そのルールに従って利用します。
2. 交付された利用券は、他人に貸与いたしません。
3. 座席には制限があることを理解し、乗車の可否については運転手の指示に従います。
4. 車内での飲食、喫煙、飲酒や酒に酔った状態での状態等、児童との同乗に相応しくない行為は行いません。
5. 車内での大声、暴言、旅客自動車運送事業等運輸規則第52条に規定される車内持込制限品や危険物及び臭気を発するものの持ち込み、携帯電話での通話等、児童はもとより、他の同乗者に危害を及ぼしたり迷惑をかけるおそれのある行為は行いません。
6. 旅客自動車運送事業等運輸規則第53条に掲げる行為、車内の清潔に欠ける行為、車内の施設や車体を損傷する行為はいたしません。
7. 車内での不要な立ち歩き等、運行の安全を妨げる行為は行いません。

8. インフルエンザ等、児童はもとより他の同乗者への感染のおそれがある病気を有している場合又はその疑いがある場合は乗車しません。

9. 座席については、原則として正席とし、児童の使用する座席以外の座席を利用し、児童の利用を妨げる乗車はしません。また、当該座席に空席がない場合は、各車両の法定乗車定員の範囲内で乗車します。

10. 児童へのつきまとい、待ち伏せ、進路上の立ちふさがり、住居等の付近での見張りや押しかけ、うろつき等、児童の安全が脅かされる行為は行いません。

年 月 日

住 所：

氏 名：

様式第3号（第5条関係）

笠間市スクールバス地域住民利用に供する同意書

笠間市教育委員会 様

私は、笠間市スクールバスの地域住民利用に関しまして、下記の事項について同意いたします。

記

1. 申請者の本人確認及び利用券発行事務を遂行するため、笠間市教育委員会が、顔写真を撮影し、又、撮影した顔写真について、笠間市スクールバス地域住民利用に供する事業の範囲内で、利用すること。
2. 笠間市スクールバス地域住民利用許可申請の際に収集される個人情報について、笠間市教育委員会が、業務遂行の範囲内で、笠間市立笠間小学校、スクールバス運行業務受託者、その他関係機関に共有すること。
3. 笠間市スクールバス地域住民利用に供する事業の状況が、個人が特定されない範囲内で、笠間市ホームページや学校だよりに掲載されること。

年 月 日

住 所：

氏 名：

様式第 4 号（第 5 条関係）

番 号
年 月 日

笠間市スクールバス地域住民利用許可（決定・却下）通知書

様

笠間市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった笠間市スクールバス地域住民利用許可について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

利用期間	年 月 日から 年 月 日
利用ルート	
利用停留所名	
却下の場合の理由	

様式第 5 号（第 5 条関係）

笠間市スクールバス地域住民利用券

（表）

市章	笠間市スクールバス地域住民利用券
許可番号	本人確認
利用ルート	写真
利用停留所名	貼付欄
有効期限	
氏 名	

（裏）

利用上の注意
・この利用券は、他人に貸与してはならない。 ・乗車の際は、この利用券を運転者に提示し、速やかに乗車しなければならない。 ・記載事項に変動があったとき、又は、損傷、紛失した場合は速やかに再交付を受けなければならない。 ・再交付を受けた後に発見した場合は、速やかに返還しなければならない。 ・資格を有しなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。
笠間市教育委員会

様式第 6 号（第 8 条関係）

笠間市スクールバス（地域住民）運行日誌

（ ルート名 ）

年 月 日（ ）天候		運転者名				
運 転 時 間	（往路）	始 発 時 分	学 校 着 時 分			
	（往路※）	学 校 発 時 分	笠間駅着 時 分			
	（帰路※）	笠間駅発 時 分	学 校 着 時 分			
	（帰路）	学 校 発 時 分	終 点 着 時 分			
走行 距離	自（始発） km 至（終点） km （合計 km）					
乗 降 人 数	許可番号	利用者名	往路	帰路	往路※	帰路※
	合計（人）					
（往路※）及び（帰路※）については、飯田ルートのみ記入 ○：各経路にて、乗車を確認した利用者に記入 往路※：笠間市立笠間小学校から笠間駅まで利用した場合 帰路※：笠間駅から笠間市立笠間小学校まで利用した場合						
特記 事項						

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

笠間市教育委員会 様

受託者 住所

商号または名称

運行管理者

笠間市スクールバス（地域住民）運行業務完了報告書

笠間市スクールバス（地域住民）運行業務について、 年 月分の業務が完了したので報告します。

1. 運行ルート名

2. 運行業務実施日

No.	日（曜日）	延乗車人数	確認印	No.	日（曜日）	延乗車人数	確認印

※確認印欄は、運行管理者が押印すること。